

いわき市の入札参加資格登録後の変更について（令和6年3月22日現在）

登録内容に変更が生じた場合、速やかに変更届及び関係書類（1部）を提出してください。

なお、郵送でも結構です。（④又は⑤のみの場合は、FAXも可）

また現在、試験的にオンライン申請でも受け付けています。

● … 必ず提出する書類 ▲ … 該当する場合に提出する書類

添付書類		変更届	登記簿謄本 （履歴事項 の写し）	委任状	同意書	許可証等の写し	その他	「▲の書類」又は「その他の書類」の説明等
変更事項								
①	商号又は名称	●	▲					・法人の場合、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写しを添付。 ・個人の場合は、契約課へお問い合わせください。
②	本社	代表者職氏名	●	●	▲	▲	▲	・委任状の提出は、委任先の設定がある場合（新規委任含む）。 ・すでに役員である者が代表者となった場合や代表者の氏又は住所の変更のみの場合、同意書の提出不要。 ・「建設工事の部」に登録している市内業者で、代表者の異動により資本関係又は人的関係に変更があった場合、「資本関係又は人的関係に関する申告書」を添付。
	所在地郵便番号	●						
	所在地	●	▲					・法人の場合、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写しを添付。
	電話番号	●						
③	委任先	FAX番号	●					
	役員		●	●		▲	▲	・「建設工事の部」に登録している市内業者の場合。 (準市内又は市外業者は届出不要) ・すでに役員である者の役職、氏又は住所の変更のみの場合、同意書の提出不要。 ・「建設工事の部」に登録している市内業者で、役員の異動により資本関係又は人的関係に変更があった場合、「資本関係又は人的関係に関する申告書」を添付。
	受任者職氏名	●		●			▲	・「建設工事の部」に登録しており、かつ新旧いずれかの受任者が専任技術者を兼ねている場合、専任技術者証明書等の写しを添付。
	営業所等郵便番号	●						
④	経営事項審査結果	営業所等所在地	●	●		▲		・「建設工事の部」の場合、建設業許可の変更届の写し。
	営業所等電話番号	●						
	営業所等FAX番号	●						
	委任先の新規設定・変更		●	●		▲	▲	・「建設工事の部」の場合、委任先の建設業許可業種がわかる書類（建設業許可の営業所一覧表、専任技術者証明書等）。 ・「物品の部」かつ登録の営業種目に関し許可等を受けている場合、委任先の営業に関する許可、認可又は登録証。 ・委任先をいわき市内に設定する場合、いわき市税納税証明書。※1 【住所・電話番号・FAX番号も記載すること】
⑤	許可登録等	委任先の廃止	●			▲		・「物品の部」かつ登録の営業種目に関し許可等を受けている場合、委任先の営業に関する許可、認可又は登録証。
	建設業許可の更新				●			・「建設工事の部」の場合、建設業許可通知の写し。
	一般・特定の区分の変更	●			●			・「建設工事の部」の場合、建設業許可通知の写し。
	その他の許可・登録等の更新				▲			・「建設工事の部」以外の場合、本市の登録要件であるその他の許可・登録証等の写し。
⑥	自社都合による登録取消	許可・登録等の取消・一部取消	●				●	・本市の登録要件である許可・登録等の取消又は一部取消の内容が確認できる書類の写し。
	廃業又は吸收合併等に伴う消滅		●					
	消費税法に係る事業者区分変更		●					免税事業者 ⇄ 課税事業者
	組織変更	組織変更（会社区分等の変更）	●	●				合資会社 ⇄ 合名会社、有限会社 ⇄ 株式会社、各種組合 ⇄ 各種会社 等
⑨	組織変更（個人 ⇄ 法人化）		●	●		▲	▲	・「建設工事の部」の場合、総合評定値通知書の写し。 ・「建設工事の部」以外の場合、本市の登録要件である許可・登録証等の写し。
	技術者の追加・削除・変更		●				▲	・「建設工事の部」に登録している市内業者の場合、直近の登録申請時又は変更届出時に添付した「技術者経歴書」及び「技術職員名簿」を朱書き修正のうえ添付。また、追加・変更時は該当者の資格者証の写しを添付。※2 ・「建設工事の部」に登録している準市内・市外業者で、専任技術者に変更があった場合、専任技術者証明書等の写し。

※1 別途指定する様式の納税証明書です。（なお、いわき市内に営業所等を新設した場合でも必要となります）

※2 実務経験者（有資格者コード 001～004）は、「技術者名簿」に追加されたとき、又は技術職員の変更届等で確認できたときのみの受付となります。

1 提出にあたっての注意事項

- (1) 変更届の申請者は本社・本店の代表者です。(受任者は申請者になれます。)
- (2) 商号又は名称、代表者及び受任者を変更する場合は、フリガナも加えてください。
- (3) 委任状については、次の点に注意してください。
 - ・委任者及び受任者の所在地を記載していること。
 - ・委任期間は、変更日から登録の有効期間の末日までとすること。
 - ・委任状の提出日は、委任開始日と同日もしくはそれ以前の日付とすること。
- (4) 代表者の変更については、警察等関係機関へ照会を行う都合上、変更内容の反映までに時間を要する場合があります。
- (5) 必要に応じて、他の書類を提出してもらう場合があります。

2 次の場合は事例により対応が異なりますので、事前にご相談願います。

(再申請、変更届の提出又は登録取消のいずれかとなります。)

- (1) 合併、会社分割、営業譲渡
- (2) 会社更生又は民事再生手続き
- (3) 個人営業主の変更

3 変更届の内容がいわき市の入札参加資格登録要件を失うものであったときは、登録の全部又は一部を取り消すことがあります。

4 経営事項審査結果の有効期限が切れていると、建設工事の入札に参加できません。

有効期限が切れる前に、新たな総合評定値通知書の写しを提出してください。

担当： いわき市財政部契約課
工事契約係(建設工事の部、測量・調査・設計の部、役務の提供の部)
物品契約係(物品の部)

所在地 〒970-8686
福島県いわき市平字梅本21番地

電話 0246-22-7419(工事契約係)、 0246-22-1136(物品契約係)

FAX 0246-22-1251